

手当一旦廃止も、学長が再検討を約束！！

『組合ニュース』No.10(1月22日発行)、No.12(2月6日発行)でご報告してきたとおり、一部の職員を除き「病院職員特別手当(月額12,000円)」を3月から廃止することについて、組合はこれまで2度の病院長交渉を行ない、6月の診療報酬改定後の見直しとすること、また手当を減額しても廃止しないことを求めました。

交渉後、2月9日に病院長から再検討結果が文書で回答されましたので、ご報告します。



981名/1,247名中
対象者の約8割に影響

・3月に、一旦手当廃止

※有期雇用職員・個別契約職員は支給を継続

・職員への影響に配慮する必要があるため、診療報酬改定や病院の経営状況を踏まえ、今後の対応について前向きに検討する。

病院側の説明では、今後の対応について具体的な内容は決まっていないが、一時金支給などを視野に検討しているとのこと。

一旦手当は廃止になりますが、組合が主張してきた職員の生活の保障やモチベーション維持のため前向きに検討すると病院長が回答したことは一定の評価をしています。

また、2月10日の団体交渉で小川学長は「不利益変更になる人が1,000人近くおり、病院長からも考えてくれと何度も要求されている。今考えているところだが、できる範囲でやる」と明言しました。

現段階では具体的な策が示されていないことから、内容について職員が少しでも納得する結果になるよう、今後も粘り強く交渉を続けます。

組合員の皆さま、引き続きご支援ご協力をお願いします。

組合ニュース	No. 13	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2026. 2. 13	内線 5858 メール m-kumiai@kumamoto-u.ac.jp	

令和 8年 2月 9日

熊本大学教職員組合
執行委員長 牧野 厚史 殿

熊本大学教職員組合医学部支部
支部長 石原 光浩 殿

熊本大学病院長
平井 俊範 [公印省略]

病院職員特別手当について

標記のことについて、令和8年2月2日開催の病院長交渉において組合からいただいた要望に対し、下記のとおり回答します。

記

一旦、令和8年3月から病院職員特別手当の支給を見直すことに変更はありませんが、本手当を一定期間継続して支給してきた経緯があり、職員の生活設計や就業意欲に影響を与えるおそれもあることから、本件については、病院経営の健全化と職員への配慮の両立が求められる状況にあると考えています。

よって、令和8年診療報酬改定状況や今後の病院の経営状況を勘案し、令和8年4月以降の予算シミュレーションを行った上で、支給見直しによる職員に対し与える影響を抑制するための方策を前向きに検討します。

具体的な支給方法、支給時期等についての方向性が見出せた際には、改めて情報提供を行います。

要求は、みんなで言わなきゃ届かない！
数は力だ！組合に入ろう！
あなたの加入が働きやすい職場づくりへの第一歩!!

